

社会福祉法人黒松内つくし園
役員等の報酬等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）及び各種委員会外部委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり別紙に基づき報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤理事の報酬
- (2) 非常勤役員の報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬上限は、報酬総額（年額）上限額を定めてその限度額内で理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。）とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会及び各種内部会議等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は給与規程に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が旅行以外の職務の遂行により、法人の内部会議等へ出席する場合については、自家用自動車を使用する場合は、自家用自動車借上げ規程に準じて支給し、公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。ただし、役員等が居住している市町村でこれらの会議等を行う場合は、費用を支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は規程管理規程別表2の定めにより、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年6月20日より施行する。
この規程は2020年7月1日一部改正する。

表1 非常勤役員等報酬の額

理事会・評議員会・内部監査・法人会議・研修会・委員会等の出席	半日（4時間未満） 5,000 円 1 日（4時間以上） 10,000 円
--------------------------------	--

別紙 役員等報酬上限基準 ※法人所在地の市町村の首長、議員等の報酬、当法人職員の給与等を考慮して作成。

1. 理事

（1）理事長

<常勤>

常勤 週5日以上勤務 (年俸制職員の定年まで)	月額 600,000 円 (管理職手当含)	年俸 6,480,000 円	管理職手当 720,000 円	合計 7,200,000 円
----------------------------	--------------------------	-------------------	--------------------	-------------------

<非常勤>

非常勤 週1～2日実務	月額 200,000 円	報酬年額 2,400,000 円
非常勤 週3～4日実務	月額 400,000 円	報酬年額 4,800,000 円

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

（2）業務執行理事

常勤 週5日以上勤務 (年俸制職員の定年まで)	月額 550,000 円 (管理職手当含)	年俸 5,940,000 円	管理職手当 660,000 円	合計 6,600,000 円
----------------------------	--------------------------	-------------------	--------------------	-------------------

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

（3）理事

非常勤 週1日～2日実務	月額 150,000 円	報酬年額 1,800,000 円
非常勤 週3日～4日実務	月額 300,000 円	報酬年額 3,600,000 円
非常勤で不定期実務の場合 (理事業務・理事会・評議員会・各種会議等への出席)	半日（4時間未満） 5,000 円 1 日（4時間以上） 10,000 円	

理事で施設長格を兼務している場合の年俸（年俸制職員の定年まで）

常勤 週5日以上勤務	月額 520,000 円 ～550,000 円 (管理職手当含)	年俸 5,616,000 円 ～5,940,000 円	管理職手当 624,000 円 ～660,000 円	合計 6,240,000 円 ～6,600,000 円
------------	---	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

2. 監事

非常勤で週1～3日以内実務	報酬年額 2,400,000 円（月額 200,000 円）
常勤監査週4～5日以内実務	報酬年額 3,600,000 円（月額 300,000 円）
非常勤で不定期実務の場合 (会議出席・内部監査の実施、各施設等 随時監査等)	半日（4時間未満） 5,000 円 1 日（4時間以上） 10,000 円

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

3. 評議員

週1～2日実務し、理事や監事、会計監査人の実務状況や事業の経営実態を把握する等の業務を行う者	報酬年額 1,800,000 円 (月額 150,000 円) を上限として支給することができる。
上記以外	半日 (4 時間未満) 5,000 円 1 日 (4 時間以上) 10,000 円

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

4. 会計監査人

監査法人に委託 (監事及び理事会審査)	監査法人委託契約 8,000,000 円	公認会計士 8,000,000 円
------------------------	-------------------------	----------------------

別記1 役員等の報酬の支給基準

常勤役員の報酬は、①-(1)民間事業者の役員の報酬、①-(2)北海道知事の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として、民間事業者の役員等実績の上限額を超えないことを支給基準とし、別表1、2、3に記載のとおり、算定するものとする。

①-(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模 (従業員数)	役員平均年収
従業員 300 人未満	3, 1 0 9 万円
従業員 300~999 人未満	4, 0 4 3 万円
全体	4, 3 8 1 万円

出所：一般財団法人 労務行政研究所：労政時報「役員報酬・賞与等の最新実態」平成25年度データ

①-(2)北海道知事の報酬

平成28年度北海道知事報酬月額	1, 0 3 5, 0 0 0 円
平成28年度北海道知事報酬月額×1.5	1 5, 5 2 5, 0 0 0 円

②社会福祉法人黒松内つくし園 常勤職員の給与 (平成29年4月度平均額)

算定年月	常勤職員の給与平均月額	常勤職員の給与平均年額
平成29年4月度	2 5 2, 6 4 4 円	3, 0 3 1, 7 3 3 円

③法人の経理の状況等

平成29年3月度決算における事業活動計算書の当期活動増減差額及び当期活動増減差率

決算年度	事業活動計算書 当期活動増減差額	事業活動計算書 当期活動増減差率
平成29年3月期	2 7, 1 6 4, 5 2 2 円	0.8%

参考資料 施設長格の年俸について（理事兼務を除く）判断基準

6,000,000 円～6,390,000 円

（月額 450,000 円～479,250 円 管理職手当 50,000 円～53,250 円）

定年退職者の再雇用及び新たに中途採用する場合は、上記規定によらず、前職の年俸等を勘案して理事会で決定する。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

医師の年俸について 判断基準

③原則 年俸 11,000,000 円～13,000,000 円

※その経験年数や医師業務内容等を考慮し、理事長が理事会へ提案し、理事会で決定する場合がある。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

副施設長格の年俸について 判断基準

5,400,000 円～6,000,000 円

（月額 405,000 円～450,000 円 管理職手当 45,000 円～50,000 円）

定年退職者の再雇用及び新たに中途採用する場合は、上記規定によらず、前職の年俸等を勘案して理事会で決定する。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。